

ハイライト:

- ・インボイスの取扱いに関するご質問について取り上げます。
- ・令和8年1月1日から取引適正法が施行されます！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
「インボイスの取扱いに関するご質問」の説明	1
取引適正法の施行	2

年末のせわしさを感じる時期となりました。今年は秋をじっくり楽しむこともなく、いきなり冬到来となった気がします。寒さも日々増していますので、体調管理にはお気をつけください。今号は、インボイスの取扱いに関する追加QAや取引適正法について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香

「インボイスの取扱いに関するご質問」の説明

国税庁HPにおいて令和7年10月28日付けで「インボイスの取扱いに関するご質問」に追加QAが公表されました。追加項目は2つとなっており、その概要を説明いたします。

Q1 免税事業者から令和8年9月21日以降、提供を受けている役務について同年10月20日に完了し、同月31日に代金を支払う場合、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用に当たっては、80%と50%のどちらの割合を用いて計算すればよいでしょうか。

A1 免税事業者との取引については、当該課税仕入れに係る仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けることが可能となっており、その適用関係は以下の通りです。

期間	割合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

本経過措置の適用に当たって用いる割合は、適用しようとする課税仕入れの時期で判断することとなります。今回のケースの場合は、令和8年10月20日が課税仕入れを行った日となることから、経過措置の適用に当たっては、50%の割合を用いて計算することとなります。なお、商品の仕入れの場合の課税仕入れの時期は、原則として、その引渡しのあった日となります。よって、令和8年9月30日までの仕入れについては80%、令和8年10月1日以降の仕入れについては50%の割合を用いて計算することとなります。

例：免税事業者から、税抜価格10万円、消費税1万と書かれた請求書を受け取った場合、下記のように処理することになります。帳簿にも免税事業者との取引であることがわかるように記載します。

- | | | |
|------------------|------------|-------------|
| ① 令和8年9月30日までの取引 | 仕入 102,000 | 仮払消費税 8,000 |
| ② 令和8年10月1日以降の取引 | 仕入 105,000 | 仮払消費税 5,000 |

Q2 取引先との保守契約に基づき、毎年1月にその年1年間分(1月から12月分)の保守料金を支払った上で、短期前払費用として処理しています。当該取引先は免税事業者ですが、令和8年3月期の消費税の計算において、令和8年1月に支払う令和8年1月から12月分の保守料金の全額について、その仕入税額相当額の80%を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けることができます。

A2 法人税の計算においては、その支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認めることとされており、消費税の計算についても、同様の取扱とされています。従って、令和8年3月期の申告においては、1年間分の保守料金全額について仕入税額相当額の80%の割合により本経過措置の適用を受けることとして差し支えありません。

例: 令和8年1月に、1年間分の保守料金120万円(外消費税12万円)を免税事業者に支払った場合には
保守料 1,224,000 仮払消費税 96,000 の処理が認められます。

$$\left. \begin{array}{l} \text{消費税相当額 } 120,000 \times 0.8 = 96,000 \rightarrow \text{控除対象} \\ 120,000 - 96,000 = 24,000 \rightarrow \text{費用に加算} \end{array} \right\}$$

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！

<https://my-naka.com/>

取引適正法の施行

下請法の改正法が令和8年1月1日に施行され、規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、法律名も変更されます。法律の正式名称は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律」となります。適用対象が拡大し、従来の資本金基準に加え、従業員基準が追加されます。

<出典:公正取引委員会HP>

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)



- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)



中小委託事業者への手形払いや一方的な代金決定は禁止となります。

その他、合意の有無にかかわらず、振込手数料を中小受託事業者に負担させ、委託等代金から差し引くことは減額に該当し、違反になります。

昨年11月に施行されたフリーランス保護法と共に、内容をご確認下さい。

取引適正法

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html

フリーランス保護法

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html

*記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。
令和8年度税制改正の内容は次号で取り上げる予定です。

**税理士法人 舞
中村公認会計士事務所**
(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750
(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp